

社労士 NEWS>>>

>>> 2019.9 Vol.106

発行 >>>

社会保険労務士法人 A o k i URL : <http://www.sr-aoki.or.jp>

〒104-0061 東京都中央区銀座6-12-10 銀座龍岡ビル5階

Tel > 03-3574-3521 Fax > 03-3574-3523 Mail > info@sr-aoki.or.jp

CONTENTS >>>

1. 行政資料 > 平成30年度 厚生労働白書が公表されました
2. 安全衛生 > 今からでも確認しておきたい熱中症対策
3. 提 供 > 経営に役立つビジネスレポート

1. 行政資料

平成30年度 厚生労働白書が公表されました

平成30年度版の厚生労働白書が7月に公表されました。第1部「障害や病気などと向き合い、全ての人が活躍できる社会に」と第2部「現下の政策課題への対応」の2部構成となっていますが、本稿では例年異なるテーマでまとめられる第1部の内容について概説いたします。

1. 全ての人が活躍できる社会

第1部の「障害者や病気を有する者の現況と、政府の取り組み」では、障害や病気を有する方などに焦点を当て、障害の特性や病状などの事情に応じ、就労や社会参加を通じて自分らしく生きることができる社会の実現に向け、現状や国民の意識、事例の分析を整理しています。そのうえで、全ての人が活躍できる社会の実現に向けた方向性を示しています。

2. 障害や病気を有する者などの現状と取り組み

障害者の総数は963.5万人（身体障害者：436万人、知的障害者：108.2万人、精神障害者：419.3万人）で、国民のおよそ7.6%に相当しますが、近年は増加傾向にあります。

政府は、「障害者等が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していく」としており、その実現のため以下のような施策を実施しています。

障害者雇用率制度

事業主に障害者雇用を義務づけ

障害者雇用納付金制度

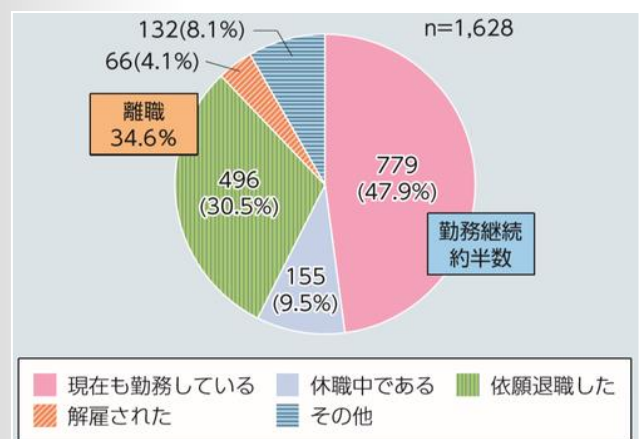
雇用義務未達企業から納付金を徴収、達成企業には調整金・報奨金を支給するとともに、各種助成金を支給

障害者雇用に関する助成措置、税制上の支援

雇用保険財源から、雇入れや継続雇用を支援する各種助成を行っているほか、①機械などの割増償却、②事業所税の軽減、③不動産取得税の軽減、④固定資産税の軽減といった税制上の支援措置を実施

病気を有する者について、白書では『難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）』を有する難病患者や、広範かつ継続的な医療の提供が必要とされる『5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、および精神疾患）』について言及しています。医療技術の進歩により、かつては『不治の病』とされていたこれらの病気でも生存率が向上し、また病気によっては治療後の経過が良くなり、病気を有しながらも体調や症状などに応じて自立した日常生活や社会生活を営むことが可能となってきています。特に、がん患者については、約半数が勤務を継続しています。概況は下図をご参照ください。

■がん患者・経験者の就労状況



※厚生労働省『平成30年度厚生労働白書』より抜粋

近年のがん治療は入院治療から通院治療にシフトしており、働きながら治療を受けられる可能性が高まっています。

しかしながら、治療と仕事の両立支援についての取組状況は会社によって様々であり、やむなく離職する方もまだまだ少なくありません。治療開始前に約40%の人が離職している実態があり、仕事を継続できなかった理由としては、「職場に迷惑をかける」(17.4%)が一番多く、「気力・体力的困難を予測」が(15.9%)、「両立の自信なし」(15.9%)と続いています。

こうした状況を変えていくためには、労働者の治療と仕事の両立支援に取り組む会社に対する支援や、医療機関などにおける両立支援対策の強化が必要になっています。

治療と仕事の両立支援に関して、会社が活用できるのは、右記のようなものが挙げられます。

ガイドライン

適切な就業上の措置を行いつつ治療に対する配慮が行われるよう、関係者の役割などを纏めた『事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン』

セミナー・研修、訪問指導等

中小企業などの産業保健活動を支援する『産業保健総合支援センター』に両立支援に関する専門スタッフ（両立支援促進員）を配置。事業者、人事労務担当者、産業医などの産業保健スタッフを対象とするセミナー・研修の開催や、両立支援促進員による企業への訪問指導や相談対応、働く方と企業との間の個別の調整支援などを実施

3. おわりに

少子高齢化が進行する我が国では、誰もが活躍できる社会「一億総活躍社会」の実現に向けて政府を挙げた取り組みが行われています。上記の施策を参考にしつつ、「自分たちの会社では何ができるのか」について検討されてみてはいかがでしょうか。

2. 安全衛生

今からでも確認しておきたい熱中症対策

厚生労働省は、中央労働災害防止協会を始めとする労働災害防止団体などと連携して、『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』を実施し、職場における熱中症予防対策の推進に努めています。まだまだ残暑の残る9月、改めてその対策を確認してまいります。

1. キャンペーンの概要

上記のキャンペーンは5月1日から9月30日までの期間、厚生労働省が中心となって、熱中症予防に係る周知啓発や予防対策セミナーの実施、労働局・労働基準監督署による事業場への周知・啓発を行うものです。この取り組みは従前から行われてきたものですが、今年はこれまでの取り組みに加え、新たに「WBGT基準値に応じた休憩時間の目安」や「緊急時の早めの搬送」について、重点的に周知することとしています。

2. WBGT値（暑さ指数）とは

WBGT(Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度)は、熱中症予防を目的として生まれた指標で、単位は

気温と同じく℃で示されますが、その値は気温とは異なります。WBGTは人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目し、熱収支に影響の大きい①湿度 ②日射・輻射など周辺の熱環境 ③気温の3つを取り入れた指標になっています。

下表の通りWBGTが28℃を超えてくると、熱中症患者が著しく増加するといわれています。WBGTの計算においては気温よりも湿度の効果が占める割合が高く、また、熱中症は最終的には人体の熱収支バランスが崩れ体温が上昇することによって引き起こされるため、気温は下がったとしても雨で湿度が上がることもある秋口は、熱中症のリスクがまだまだ高い季節だといえます。

■（参考）日常生活に関する指針に見るWBGT値と熱中症との関係

温度基準 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 (31℃以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31℃※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28℃※)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25℃未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※環境省『熱中症予防情報サイト』より抜粋

3. 会社が行うべき具体的な対応策

第一に、WBGT値を把握することが必要です。値の測定にはJIS規格に適合した暑さ指数計の使用が推奨されています。そこまで外での勤務が多くない会社で、指数計を常備するまでもないのであれば、環境省の熱中症予防情報サイトが提供している『暑さ指数

(WBGT)の実況と予測』から、おおまかな数値を把握し、外出予定の従業員への注意喚起を行うと良いでしょう。

WBGT値を把握し熱中症リスクを評価できたら、以下の対策を行いましょう。

☐	暑さ指数を下げるための設備の設置	
☐	休憩場所の整備	
☐	涼しい服装など	
☐	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
☐	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。
☐	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
☐	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
☐	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
☐	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

※厚生労働省『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』リーフレットより抜粋

4. さいごに

平成30年の職場における熱中症死傷者数は、1,178人で、うち死亡者数は29人となっており、平成29年と比較して死傷者数・死亡者数ともに2倍を上回りました。

会社には従業員の身体・生命の安全を確保して働かせる義務があります。熱中症対策の労働衛生教育がお済みでない場合には、今からでも管理者や労働者に対して「熱中症の症状・予防方法、緊急時の救急処置、熱中症の事例」などの周知をおすすめいたします。

Q&A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、1 ページ目の「平成 30 年度 厚生労働白書が公表されました」に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 治療と仕事の両立支援で活用できる助成金制度はありますか？

A. 『治療と仕事の両立支援助成金（制度活用コース）』が活用できます。概要は以下の通りです。

厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として、（独）労働者健康安全機構が実施しています。事業主が両立支援環境整備計画期間内に事業所に配置されている両立支援コーディネーターを活用して両立支援プランを策定し、対象労働者に適用した場合に助成を受けることができる制度です。がん等の反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える労働者の、障害や傷病に応じた治療のための配慮を行う制度について検討する際には、ぜひご活用ください。

3. 提 供 『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 例えば「**マネジメント関連**」では経営戦略、企画・営業、広報、生産・物流、人事管理等の情報を、「**ビジネス関連**」では卸・小売、食品、製造、不動産、情報・通信等の各業界情報を、その他「**ビジネス以外**」では、生活分野、健康、環境、豆知識など、多岐にわたる経営情報を取り揃えております。
 以下の中からご興味があるテーマがございましたら、弊所あてにお電話
 いただくか下記フォームに必要事項をご記入のうえ F A X をお送りください。
 ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたしますので、お気軽にお申し込みください。



今月のおすすめビジネスレポート

レポート番号	タイトル	内容
# 2247 (全 7 ページ)	仕事を振れない管理職の 典型的な 5 つのパターンとアプローチ法	・ 組織の成長を阻む仕事を振れない管理職 ・ 自分万能型管理職・独尊（どくそん）さんの場合 ・ 無関心型管理職・我中（われなか）さんの場合 等
# 2248 (全 6 ページ)	高齢社員の労災対策は万全ですか？	・ 高齢社員は企業の生命線……しかしリスクも？ ・ 高齢社員の労災を取り巻く状況 ・ 健康状態の見える化 ・ 労災を防止するための具体的なアプローチ
# 2249 (全 6 ページ)	情報セキュリティ対策で 重要になる委託先管理	・ サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃の高まり ・ 課題は情報セキュリティ対策の責任範囲の曖昧さ ・ 委託先の選定基準 ・ 委託契約に規定するべき事項 ・ 委託元の監督義務が及ぶ範囲 等
# 2224 (全 7 ページ)	旅費交通費における領収書の基礎知識	・ 手間のかかる旅費交通費の申請 ・ 旅費交通費の基本を押さえよう ・ 実費精算と出張旅費規定に基づく精算 ・ こんなときはどうする？ 旅費交通費の Q & A
# 2243 (全 7 ページ)	効率的に目標を達成するための「営業の科学」	・ 1 億円を 1 年で取り返す！？ ・ 御社の営業チーム、それでうまくいきますか？ ・ 営業活動の一つひとつの施策を立てる ・ 1 年で 1 億円を達成したその後は……

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-3574-3521
 FAX >>> 03-3574-3523

貴社名	ご担当者様		部署・所属
所在地	〒		
E-mail	Tel		
ご希望のレポート 番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。